公益社団法人日本精神保健福祉士協会

認定成年復見人ネットワーク デンター/ドー News

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

〒160-0015 東京都新宿区大京町23番地3 四谷オーキッドビル7階

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

第53回全国大会 - 第16回学術集会(大阪大会)報告

クローバー運営委員 岡田 昌大/愛知県支部

昨年9月に大阪で「第53回日本精神保健福祉士協会全国大会・第16回日本精神保健福祉士学会学術集会(以下、大阪大会)」が開催されました。例年6月に開催されていた全国大会ですが、今回の大阪大会より9月開催に変更となりました。日程の変更や利便性の良い大阪での開催ということも影響しているかもしれませんが、参加者も1,350名余りと大盛況の内に終わりました。余談ではありますが、懇親会では美味しい食事やお酒も堪能し、全国のPSWと交流することができ、実りある大阪大会となりました。

少し前置きが長くなりましたが、今回の大阪大会では クローバー運営委員会から『委員会活動報告』として、 クローバーの活動を報告させていただきました。紙面の 関係もあり、詳細は後日発行される機関誌『精神保健福 祉通巻 112 号:大会報告集』を参照していただければと 思いますが、今回は報告内容の要点について述べさせて いただきたいと思います。

まず、1点目にクローバーの活動のPRです。認定成年後見人養成研修を経て、受任第1号が誕生して9年程経つものの、全国的にはまだまだ認知されていません。



改めてクローバーの活動の現状、実際にクローバーへ登録されている登録者の状況を述べました。 2点目にクローバーの立ち位置、視点、成年後見制度にどのような姿勢で取り組んでいるかについて述べました。特に近年のトピックスでもある、「意思決定支援」のことや、「成年後見制度利用促進法(同基本計画)」への関わりについて述べました。

最後に、現状のクローバーの課題やバックアップ体制 について述べました。クローバーの登録者は147名(2017 年8月現在)いるものの、全国的に偏在している現状に ついて述べました。

地域によっては家庭裁判所からの依頼に応えられていないことや、反面、登録者がたくさんいるにも関わらず、ほとんど受任依頼なく経過してしまっている現状について述べました。後者の件は、登録者自身が活動範囲の中で成年後見やクローバーの普及啓発を図りつつ、自らのネットワークでクローバーの意義を広め、活用場所を開拓していくことも必要な旨述べました。

報告後には、クローバーへの関心が高い方や、すでにクローバーへの登録を済ませている方からの質問等もありましたが、まだまだ活動のPR不足を感じました・・・。 改めて本協会の活動の1つとして行っているクローバーの活動ですので、クローバー運営委員や登録者のみなさまの活動によって、今後も大きく展開していければと思っています。

体験報告

坏 加代子/東京都支部

2015 年、NPO法人の運営する定員 86 名のグループホームへ転職と、初めての後見受任の時期が重なりました。 実際に受任しないことには、成年後見の意義と課題は見えてこないと考え、無謀にも「二足のわらじ」を履くことに決めた次第です。

クローバー事務局より、家裁からの受任打診についてご連絡をいただき、前向きな返答をしました。家裁へ出向き、情報収集と担当書記官との顔合わせを経て、審判が下り登記が済むまで2ヶ月を要しました。それから、区長申立ての50代一人暮らしの男性へ、医療関係者・相談支援専門員・区役所の職員・民生委員ら多職種と連携しながら、後見業務を進めてきました。被後見人と信頼関係を構築するため、当初は毎週、その後月2回のペースで訪問していま

す。

服薬や生活状況の確認を行い、テレビの故障や蛍光灯が 切れて困っていると訴えた場合は、業者を手配しました。 本業で培ったスキルを活用し対応できたという意味で は、二足のわらじも履いてみるものなのかもしれません。

被後見人とのコミュニケーションは良好になりましたが、生活上の課題は山積しており、気を緩めることはできない状況です。このような暗中模索の日々にあって、「東京都クローバー登録者の集い」は実に頼もしい存在です。これまでに、先輩方の助言に助けられたことが多々ありました。後見等について共有できる場として、更なる発展を期待しています。

今後も、ソーシャルワーカーと して意思決定支援を前提にして いるか、自分に問いかけながら、 被後見人と向き合っていきたい と思います。



認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1)認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者 2017 年 12 月 31 日登録者 154 名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道5
東北ブロック	11	青森1、岩手3、宮城4、山形 2、福島 1
関東・甲信越ブロック	58	栃木 1、群馬 1、埼玉 12、千葉 7、東京 22、神奈川9、山梨4、 長野2
東海・北陸ブロック	19	岐阜 2、静岡 5、愛知 12
近畿ブロック	12	京都2、大阪4、兵庫6
中国ブロック	6	鳥取1、岡山1、広島2、山口2
四国ブロック	7	徳島 1、愛媛 5、高知 1、
九州・沖縄ブロック	36	福岡 14、長崎2、熊本 7、大分 1、宮崎 1、鹿児島 2、沖縄 9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所) が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2017 年 12 月 27 日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 195 件

正式受任 123 件			
受任中 101 件	受任終了 22 件		
宮城 3、埼玉3、千葉1、東京 28	北海道2、宮城1、		
神奈川 6、山梨 1、岐阜1、静岡 1、	東京 11、静岡 1、		
大阪2、鳥取2、愛媛2、福岡22、	愛知1、大阪1、		
熊本 20、宮崎1、沖縄4、家裁外4	福岡4、熊本1		

受任前調整中 4件

東京1、横浜1、福岡1、熊本1

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2017年10月1日~2017年12月31日)

10月13日 第5回東京都クローバー登録者の集い

10月24日 第3回埼玉県クローバー登録者の集い

10 月 24 日 東京家庭裁判所 平成 29 年度後見人等候補者推薦団 体との意見交換会(長谷川委員長、木太常務理事)

10月25日 熊本家庭裁判所 平成29年度家事関係機関との連絡 協議会(宮田琢磨/クローバー登録者)

11月21日 鹿児島家庭裁判所訪問(安部委員、西田鉄心/クロー バー登録者)

11月25日 第7回神奈川県クローバー登録者の集い

「第12回認定成年後見人養成研修を受講して」

中村 倫也/静岡県支部

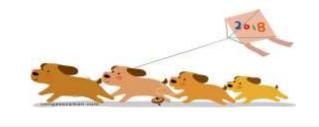
「果たして私に務まるのだろうか?」

これは認定成年後見人養成研修を終えての率直な感想である。私をよく知る親しい人もまた、「お前に務まるものか。」と言うのではないだろうかと、そんな気さえしてくる。

昨年、前半の2日間の研修(課題別研修/第11回成年後見に関する研修)を受講していた私は、当時はまだ実際に受任することの意味を今ひとつ理解しておらず、つまりは現実がピンときていなかったのだと思う。今回、後半の研修(養成研修/第12回認定成年後見人養成研修)を終え、クローバーへの登録を前にして不安で仕方がない。救いは何かといえば、一緒に参加した2人の静岡県支部構成員であり、本当に優秀な先輩方なのだが、その先輩方もどうやら不安のようだ。ならば私が不安になるのも仕方がないだろうと、少しだけ開き直ってみせる。

後見人等の義務や役割は、学ぶほどに重たく感じられる。権利擁護と言いながら、ソーシャルワーカーの本来的な立ち位置と相反するのではないか、いや、だからこそ専門性が担保されたソーシャルワーカーが必要なのではないか、といったそもそも自分自身の中で整理できていない戸惑いもある。知識や技術の至らなさは、経験と研鑽をもって補っていくとして、悩みや戸惑いにどう立ち向かうかは、日々の実践と共通するところであり、それは今回の演習で得られた仲間同士で支え合うことによって乗り越えていきたいと思う。

「開き直る」と似た言葉に「居直る」という言葉がある。「居直り強盗」などと、あまり良い意味では使われない表現だが、そもそもは「大事な話をする前に身なりを整え座り直す」という意味なのだそうだ。自分自身の役割と限界をわきまえ、襟を正し袴を整えて相手と向かい合う、そういうお侍さんのような姿勢が大切なのだと思う。ソーシャルワーカーの魂とは、ただ胸に抱えているだけでは足りず、そういった振る舞いにこそ現れて伝わるのではないだろうか。



編集後記

今号までクローバーは研修ラッシュでした。継続研修はちょうど3年度目だったので久し振りにお会いした方もいたのではないでしょうか?そして、養成研修を修了された方、お待ちしてました!後見等活動を行なっていくには継続的な知識の研鑽とネットワークを持つことが大切だと思います。クローバーではある程度の機会や場の提供が出来るように考えていますが、皆さまの地元やフィールドに直接広げていくには「自らが発信していくこと」も大切だと思います。その切っ掛け作りへのアドバイス等は出来るかと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(毛塚 和英)